

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 22 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について（事務連絡）

令和 4 年の地方分権改革に関する提案募集（別添）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の適用に関して周知を図ることとされたため、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 営利目的ではない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理について

産業廃棄物を用いた営利目的ではない試験研究を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可等を不要とされており、平成 18 年 3 月 31 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知¹により周知されている。

同通知について、各市町村がその趣旨を踏まえて、営利目的ではない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において準用することをもとより妨げるものではない旨、これまでも周知しているところだが、今般、改めて周知するものである。

¹ 「規制改革・民間開放推進三か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000075.html>

他方、準用する場合であっても、同通知に記載のとおり、試験研究に必要な期間を超えるもの、必要な量を超える廃棄物の処理を行っているもの、不適正な処理が行われているもの等、計画に従っていない不適正な状態が判明した場合には、告発等の速やかな対応を行うことが適切であるほか、試験研究と称して一般廃棄物を処理している場合は、当然無許可営業等に該当するものであるので注意願いたい。

第2 一般廃棄物処理計画の策定について

廃棄物処理法第5条の7第1項の規定に基づく廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、市町村における一般廃棄物の減量化を実効あるものとするために設けられた制度であり、設置するか否かは市町村ごとに判断されるものであることから、廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「計画」という。）の策定に際し、ごみ処理基本計画策定指針²（平成28年9月改定。以下「指針」という。）において「廃棄物減量等推進審議会等」が意見の聴取先として例示されていることをもって、必ずしも審議会を組織した上で諮問しなければならないというものではない。よって、市町村が、審議会への諮問以外の手段により適切に計画を策定することを妨げるものではない。

また、指針では計画を定めるに当たっての基本的な事項を示しているところであるが、廃棄物処理法第6条第2項に定める事項に反しない限りにおいて、市町村の実情に応じた適切な計画となるよう記載事項を柔軟に設定することを妨げるものではない。

² ごみ処理基本計画策定指針

https://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html